

平成 26 年 4 月 21 日

各位

会 社 名 KOA 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 花 形 忠 男  
(コード番号 6999 東証・名証第一部)  
問合せ先 常務取締役 経営管理・インシアティブ・トップ・マネジメント  
深 野 香 代 子  
(電話番号 0265-70-7171)

当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 23 年 6 月 18 日開催の当社第 83 回定時株主総会において株主の皆様のご賛同をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）」を導入しております。

現プランの有効期間は平成 26 年 6 月 14 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、株主共同の利益の確保及び企業価値の維持・向上の観点から、当社における買収防衛策のあり方につき検討を進めてまいりました。その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、現プランに所要の改定を加えたうえで、その継続を本定時株主総会において議案として付議すること（以下、改訂後のものを「本プラン」といいます。）を決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業文化やステークホルダーとの強固な信頼関係など当社の多様な企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1940年に疲弊した養蚕業中心の貧しい村であった長野県伊那谷地方に、現金収入の途である付加価値の高い工業を創業者が興したことに始まります。以来、この地でのものづくりを継続させ、「自らの雇用は自らで守る」ために、生産コストの安い海外勢に対して地道な「改善」と技術開発を積み重ね競争優位を確保することで、今日では固定抵抗器では世界的シェアを持つグローバル企業に成長してまいりました。当社の企業価値の源泉は、こうした「創業の精神」を営々と受け継ぎ、日本をはじめ立地する地域に真の意味で根ざし、信頼関係を構築しながら企業価値向上にひたむきに努力する熱意にあふれる企業文化にまず求められると考えます。

そのうえで、中国、北米、東南アジアにいち早く進出し、その後のヨーロッパも加えグローバルなマーケティング・販売網を構築いたしました。また、1980年代後半から継続して取り組んでいる、全員参加型の改善活動であるKPS改善活動(KOA Profit System)により、ものづくりにおける国際競争力を確保するとともに、更なる品質と信頼性向上に注力してまいりました。さらに、70年を超える固定抵抗器専門メーカーとしての歴史の中で、基盤技術である厚膜、薄膜を中心としたプロセス技術と材料技術及び生産・管理技術を蓄積し、製品の品揃えや品質面でもお客様から大きな信頼を得ることができました。これらの取組みにより、競合各社に対する優位性を保っております。

2011年の東日本大震災以降、エレクトロニクス業界は2つの点で大きく変わりました。一つは、原発問題に端を発したエネルギーに関するパラダイムシフトへの対応です。エネルギー価格が高騰する中で、再生可能エネルギーへの対応が求められると共に、より精密なエネルギーマネジメント用の技術が求められています。当社は、このような変化の先に生まれる市場において必要とされる技術や製品を予測し、的確に対応するために経営資源を投入しています。

また、当社は、金額ベースの国内生産比率が7割超、輸出比率が6割超という体制を長年変えずにまいりました。2013年以降の円の為替水準は長期的にも継続するものと思われませんが、当社にとってこれは大きなチャンスです。日本国内でのものづくりの強みを生かし、日本ならではの高品質・高信頼性製品の生産を行い、競合に伍していく所存です。

もう一つは、事業継続に対するお客様からの強い要求です。東日本大震災では予期せぬ

場所にサプライチェーンのアキレス腱があることが露呈いたしました。このため、日本のものづくりに対しては、災害に対して強靱であり、お客様への製品供給に絶対の責任を持つことが求められています。加えて、品質の高信頼性に対する要求もますます強くなってきています。アメリカにおける日本車のリコール問題のように、その対応を一步誤ると企業ばかりではなく、サプライチェーン全体が甚大な影響を受けることも目の当たりにしました。当社が世界中のお客様にとって信頼していただける存在であるために品質はもとより、事業継続性、CSRなどの面においても誇れる企業であり続けるために、社内体制を拡充し諸施策に取り組んでおります。

製品開発の取組みにおいては、車載用途で要求される、高エネルギー耐量で優れた応答性を持つノイズ吸収部品、高温環境下での使用が可能な温度センサー、耐硫化性を高めた抵抗器、大電流の検出に適した高精度低抵抗器、大電力で使用できる制限・放電抵抗器、長期信頼性に優れた抵抗器、耐環境性に優れた小形ヒューズなど、お客様のニーズにお応えする製品の拡充を進めてまいります。また、環境エネルギー分野では、電力の見える化をキーワードに、電流検出用低抵抗器や、電圧検出用高精度抵抗器の拡充を進めてまいります。この他にも、次世代実装技術である部品内蔵基板用の超薄形受動部品の開発にも注力しております。今後も、ますます高度化する市場の品質・性能・機能要求に十分対応できる体制を整え、先進技術を持つ外部機関との連携強化により、付加価値の高い製品開発・研究開発活動を進めてまいります。

当社は、今後とも株主、お客様・お取引先様、社員とその家族、地域社会、そして地球という5つの存在を、当社を支えていただく主体と認識し、当社との間に「信頼」を築き上げていくことを企業使命として、今後とも、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。これらの取組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に資するものと考えております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

買付者から大量の株式買付の提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、中長期的に将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する多様な諸要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思料されます。そこで、当社取締役会は、当社株式等に対する買付が行われた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するため

に必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、本プランの継続を決議いたしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は、別紙1のとおりとなっております。また、現時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案及び打診を受けている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等（下記（2）「本プランに係る手続」（a）に定義されます。以下同じ。）を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、所定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動・不発動の判断等にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙4をご参照ください。）に従い、（i）当社社外取締役若しくは社外監査役、又は（ii）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時の独立委員会の委員には、上拾石哲郎氏、マイケル・ジョン・コーバー氏及び中村彰利氏が、それぞれ就任する予定です。（各委員の略歴については別紙2をご参照ください。）

### (2) 本プランに係る手続

#### (a) 対象となる大規模買付等

本プランは、以下①又は②に該当する行為（当社取締役会が当該行為と同視しうると合理的に判断した行為を含み、当社取締役会が予め承認した場合を除きます。以下「大規模買付等」と総称します。）を対象とします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下、別段の定めがない限り同じ。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じ。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下、同じ。

- ② 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け、大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位 10 名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記 (b) の意向表明書をご提出いただいた後、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から 10

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下、②において同じ。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下、同じ。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される「株式等所有割合」を意味するものとします。以下、同じ。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下、同じ。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。

営業日<sup>9</sup>（初日不参入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した本必要情報リストを上記（b）（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る本必要情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

当社取締役会は、本必要情報を受領した場合、速やかにこれを開示するとともに、独立委員会に提供するものとします。

また、上記の本必要情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会・独立委員会の意見形成に不十分と当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対して、適宜回答期限を定めたい（以下、この期間を「追加情報提供期間」といい、原則として60日間を超えないこととします。）、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、追加情報提供期間が満了するまでに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- ② 大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の価額・種類、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び大規模買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- ③ 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、当該意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

---

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じ。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第23条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じ。

- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、当該契約の種類、契約の相手方及び当該担保契約等の具体的内容（契約の対象となっている株式等の数量等）
- ⑦ 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、当該予定している合意の種類、契約の相手方及び当該合意の具体的内容（契約の対象となっている株式等の数量等）
- ⑧ 大規模買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点でこれを開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

追加情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

- (d) 大規模買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示（取締役会評価期間）  
当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日又は追加情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示します。
  - (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で 60 日間
  - (ii) その他の大規模買付等の場合には最大で 90 日間
 但し、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に必要と認める場合にのみ延長できるものとし（最大で 30 日間）、その場合は、具体的延長期間及び当該

延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の大規模買付等の内容の検討等を行います。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①又は②に定める勧告又は決議をした場合には、当社取締役会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示を行います。

##### ① 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると、原則として、対抗措置の発動を勧告します。

##### ② 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合、原則として、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、下記（i）～（iii）の事由により当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合は、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

（i） 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付等で

ある場合

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思が無いにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で株式等を取得する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の重要な資産等を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等を取得する行為
  - ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等を取得する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けをする目的で当社の株式等を取得する行為
- (ii) 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等株主の皆様は株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- (iii) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な生産体制及び販売体制を支える当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊する、若しくは大規模買付等の条件が不十分又は不適當である等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれがある大規模買付等であることが合理的かつ客観的に明らかであると合理的な根拠をもって判断される場合

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、(e)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示を行います。

(g) 対抗措置の発動の停止

当社取締役会は、上記(f)の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を撤回した場合その他大規模買付等が

存在しなくなった場合又は（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### （h）大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

### （3）対抗措置の具体的内容

当社取締役会が、上記（2）（f）に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。その概要は、別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。

本新株予約権無償割当てを行う場合には、特定買付者（別紙3「本新株予約権無償割当ての概要」に定義されます。以下、同じ。）による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）や、当社が特定買付者等以外の者が有する本新株予約権を取得して対価として当社株式を交付することができる旨を定めた取得条項（差別的取得条項）などを定める予定です。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記（2）（g）に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記（2）（g）に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

#### （4）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、当該承認が得られた時から平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プラン

を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会及び独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示を行います。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様のご権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当該決議において割当て期日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、本新株予約権の無償割当て決議において当社取締役会が定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても上記2.(2)(g)に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提に

して売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使又は当社による取得に関して差別的行使条件又は差別的取得条項を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申し込みの手続は不要です。

また、当社取締役会の決定に基づき当社が本新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価としての当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等を表明する当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき適時かつ適切に開示又は通知いたしますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

## IV 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるための施策であり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ）について

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上さ

せるという目的をもって継続されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に述べるとおり高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

上記Ⅲ 2. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に効力が生じるものとし、株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本プランの有効期間は、平成 29 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとされる予定です。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、独立委員会規則（その概要については別紙 4 をご参照ください）に従い、独立委員会を設置しております。

また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ速やかに開示することと

しており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (2)「本プランに係る手続」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ本プランに基づく対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上

当社株式の保有状況の概要  
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000 株
2. 発行済株式総数 40,479,724 株
3. 株主数 6,521 名
4. 大株主 (上位 10 名)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
クレディスイスアーゲー (常任代理人 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-1 決済事業部	3,461	8.55
日本生命保険相互会社 代表取締役 筒井 義信	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命証券管理部内	2,226	5.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口) 取締役社長 奥野 博章	東京都中央区晴海 1 丁目 8-11	2,151	5.31
株式会社八十二銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	1,832	4.52
日本興亜損害保険株式会社 代表取締役 二宮 雅也	東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 7-3	1,452	3.58
クレディスイスアーゲー シンガポール トラスト アカunt フイコング ホルディング グループ (常任代理人株式会社 三菱東京 UFJ 銀行)	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7-1 決済事業部	1,279	3.16
ビーエスビープリアウェルスマネジメント ホンコンブランチ (常任代理人 BNP パリハ証券 株式会社)	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9-1 グラントウキョウノスター	1,244	3.07
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 頭取 平野 信行	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号	1,000	2.47
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) 取締役社長 松田 雄司	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	983	2.42
シービーエスシーバンクジョリアスベアシン ガポールブランチ (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号	871	2.15

(注) 1. 上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,151 千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 983 千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式 3,801 千株 (9.39%) があります。

以上

## 独立委員会委員略歴

上拾石 哲郎（かみじっこく てつろう）

（略 歴） 平成 4年 3月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
 平成 4年 3月 浅沼法律事務所入所  
 平成 7年 4月 上拾石法律事務所開設（現任）  
 平成14年 6月 当社社外監査役に就任（現任）

Michael John Korver（マイケル・ジョン・コーバー）

（略 歴） 昭和58年 7月 米国カリフォルニア州弁護士資格取得  
 昭和59年 4月 野村証券(株)勤務（昭和62年3月退社）  
 昭和62年 7月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得  
 昭和62年 8月 リチャーズ&オニール法律事務所（米国ニューヨーク）勤務  
 平成 8年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)取締役  
 平成16年 6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）  
 平成18年 6月 グローバルベンチャーキャピタル(株)代表取締役（現任）  
 平成20年 6月 当社社外取締役に就任（現任）

中村 彰利（なかむら あきとし）

（略 歴） 昭和59年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
 平成 元年 9月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得  
 平成 9年 6月 シティバンク 個人金融本部個人投資本部長  
 平成11年 6月 株式会社リップルウッド・ジャパン マネージングディレクター  
 平成12年 6月 当社監査役  
 平成14年 6月 当社取締役  
 平成15年 5月 株式会社産業再生機構 常務取締役  
 平成19年 6月 日興プリンシパルインベストメント 副会長  
 平成20年 2月 サンキャピタルパートナーズジャパン 会長兼 CEO  
 平成21年 5月 株式会社ベルシステム 24 代表執行役会長  
 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構 代表取締役専務  
 平成22年 5月 日本航空株式会社 管財人職務執行者、会長補佐、社外取締役  
 平成24年10月 アスパラントグループ株式会社 代表取締役社長（現任）

（ご参考）

当社は、上拾石哲郎氏、Michael John Korver 氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

## 本新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当て期日（以下「割当期日」という。）における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

## 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。但し、当社取締役会は、本新株予約権無償割当て決議において、発行可能株式総数の範囲内で、対象株式数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができる。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

## 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

## 7. 本新株予約権の行使条件

買付者等、又は買付者等から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、その他当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議により別途定める者（以下「特定買付者等」という。）は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記9項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

その他詳細については、当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

## 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社は係る本新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。

上記のほか、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

### 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として当社取締役会の決議により設置される。
2. 立委員会の委員（以下「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役若しくは社外監査役、又は(ii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員の任期は3年間とする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
7. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
8. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以上